公立鳥取環境大学客員教員等に関する規程

平成24年4月1日 鳥取環境大学規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第10条第2項の規定により、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)の客員教員及び客員研究員(以下「客員教員等」という。)の称号の付与等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 客員教員等は、本学の専任教員以外の者で、顕著な業績と経歴を有し、本学の教育研究 分野に関して卓越した識見を有すると認められる者をいう。

(客員教員の種類)

第3条 客員教員の種類は、客員教授及び客員准教授とする。

(推薦)

第4条 学部長、研究科長、人間形成教育センター長、サステイナビリティ研究所長又は地域イ ノベーション研究センター長は、客員教員等の称号を付与すべきと認められる者がある場合は、 理事長に推薦することができる。

(承認)

第5条 理事長は、前条の推薦が適当と認められるとき、客員教員等の称号を付与する。

(称号付与期間)

第6条 客員教員等の称号付与期間は1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(称号の取消し)

第7条 客員教員等として適性を著しく欠く場合は、理事長はその称号を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、客員教員等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。